

令和 7 年 度

給与所得にかかる

市民税 道民税
森林環境税 **特別徴収のてびき**

釧 路 市

お ね が い

- 転勤・退職などの届出は翌月10日まで
- 退職する人の残りの税額は一括徴収で
- 徴収した税額の納入は翌月10日まで

異動届出書は本書に綴り込んでいます

釧路市ホームページ(<https://www.city.kushiro.lg.jp>)内の、
申請書・届出書ダウンロードサービスもご利用ください。

特別徴収事務のお問い合わせは

釧路市役所市民税課(市民税係)

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

電話0154-23-5151 内線3146・3147

直通0154-31-4515 FAX0154-25-8530

特別徴収義務者指定番号でお問い合わせ下さい

目

次

1. 給与所得に係る特別徴収

(1) 特別徴収とは	1
(2) 納税義務者とは	1
(3) 特別徴収税額通知書等を受領しましたら	1
(4) 徴収する税額は	1
(5) 月割額の納入方法は	1
(6) 納入書の記入について	1
(7) 納入場所は	1
(8) 納期後に納入されたときの延滞金について	2
(9) 審査請求及び処分の取り消しの訴え	2
(10) 特別徴収税額の変更について	2
(11) 休業・解散などの届出について	2
(12) 森林環境税の徴収について	2

2. 納税者が転勤や退職したとき

(1) 転勤などにより継続して特別徴収する場合	3
(2) 一括徴収について	3
(3) 普通徴収について	3
(4) 新たに特別徴収を希望する場合	3
(5) 異動届出書の提出が遅れると	3
(6) 異動届出書の記載方法	4
(7) 電子申請について	4

3. 退職所得に係る市・道民税の特別徴収について

(1) 退職所得の分離課税とは	4
(2) 課税されない退職手当等	4
(3) 勤続年数の計算	5
(4) 徴収した税金の納入先	5
(5) 税額の求め方（計算例）	5

4. 特別徴収月割額納入書の記載のしかた

(1) 「納入金額(1)」に変更が無い場合	7
(2) 退職、異動等により「納入金額(1)」が変更になった場合	7
(3) 退職所得にかかる税額を納入する場合	8

5. 取扱金融機関

6. 関係届出用紙及び記載例

- 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書綴
- 特別徴収への切替届出書
- 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- 特別徴収税額通知の受取方法等の変更依頼書
- 公金納入取扱郵便局指定通知書
- 退職所得にかかる分離課税分の市民税・道民税納入申告書
- 退職所得にかかる分離課税分の市民税・道民税特別徴収税額納入申告内訳書

凡 例	
法	— 地方税法
令	— 地方税法施行令
森林法	— 森林環境税及び森林環境贈与税に関する法律
行不審	— 行政不服審査法
条	— 1、2、3
項	— ①、②、③

1. 給与所得に係る特別徴収

(1) 特別徴収とは

給与の支払者が毎月の給与を支払う際、納税者が納めなければならない市・道民税、森林環境税を6月（第1回目）から次年の5月（第12回目）までの12回にわたり給与から差し引いて、納税者にかわって納めていただく制度です。

この納税者の市・道民税を徴収し、納入する義務のある給与支払者を「特別徴収義務者」といいます。

(2) 納税義務者とは（法294①）

①令和7年1月1日現在において、本市内に在住し、前年中（令和6年1月～12月）に所得があった人

②令和7年1月1日現在、本市に居住していないが、本市内に、事業所・事務所または家屋敷がある人

(3) 特別徴収税額通知書等を受領しましたら

「特別徴収税額通知書」には氏名・税額等記載されていますので、必ず**在職者の確認**をしてください。次に、税額通知書（茶色の納税義務者用）を各納税者に5月31日までに交付してください。転勤・退職などにより交付できない税額通知書は、本書綴り込みの「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に添えて市にお返してください。

また、「特別徴収税額通知書」に記載のない人がいる場合は、**市民税課市民税係**に照会してください。

(4) 徴収する税額は

「特別徴収税額通知書」に記載されている納税者の月割額を、毎月支給する給与から徴収してください。

(5) 月割額の納入方法は

各納税者から徴収した月割額を別綴りの納入書によって、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。

（注）6月徴収分と7月徴収分以降の月割額が異なる場合が多いので、充分ご注意ください。

(6) 納入書の記入について

納入書の金額欄は別添綴りのとおり、最初に通知した税額が表示されています。転勤・退職等により、月割納入額が変更になった場合は、「納入金額(1)」を横線で抹消し、納入金額および合計額欄に金額を記載するようにお願いします。（納入書の金額訂正はできませんので、予備の納入書をお使いください。）

なお、納入書の記載例は、7ページに記載してありますのでご参照ください。

(7) 納入場所は

本書9ページ及び納入書綴り裏面に記載してあります取扱金融機関をご利用ください。

(8) 納期後に納入されたときの延滞金について（法326①）

- ① 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、年7.3%（延滞金特例基準割合が年7.3%未満の時は当該割合に年1%を加算した割合）。
- ② 納期限後1ヵ月を経過した日から納付までの期間については、年14.6%（延滞金特例基準割合が年7.3%未満の時は、当該割合に年7.3%を加算した割合）。
- ③ 納税額が、2,000円未満の場合にはその全額について、また、税額が、2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額については延滞金は計算されません。
- ④ 延滞金額が1,000円未満の場合にはその全額、また延滞金額が1,000円以上の場合でも、100円未満の端数金額は切り捨てます。

(9) 審査請求及び処分の取消しの訴え（行不審2・18）

納税者が税額通知書に不服がある場合は、税額通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。

(10) 特別徴収税額の変更について（法321の6③）

特別徴収税額を通知した後に、その税額に変更がある場合には、その税額を変更した「特別徴収税額変更通知書」を送付いたします。「変更通知書」を受けとった以後は、「変更通知書」に記載されている月割額によって徴収のうえ納入してください。

(11) 休業・解散などの届出について

休業・解散などにより特別徴収事務を継続できなくなった場合は、すみやかに末尾綴り込み「名称等変更届」によりその旨通知してください。なお、会社名および会社の住所が変更になった場合にも、「名称等変更届」によりその旨通知してください。

(12) 森林環境税の徴収について

令和5年度で地方公共団体が実施する防災のための施策の財源確保のために行われた均等割額引き上げが終了しました。

令和6年度からは温室効果ガス削減目標の達成や災害防止を目的とした森林整備のための財源を確保するために森林環境税（国税）が創設され、市・道民税均等割と併せて市が徴収します。（森林法7）

2. 納税者が転勤や退職したとき（法321の5③・④）

特別徴収されている納税者が、退職、休職、転勤または死亡などの事由により、給与の支払を受けなくなった場合は、必ず翌月の10日までに本書綴り込みの「特別徴収に係る給与所得者の異動届出書」に必要事項を記入し提出してください。

(1) 転勤などにより継続して特別徴収する場合

納税者が、転勤先または退職後の新勤務先において、引き続き特別徴収の希望をする場合は、事前に転勤先の経理担当者と連絡をとり、「異動届出書」に勤務先の特別徴収義務者（新しい給与の支払者）の名称、所在地等を記入し提出してください。（記載例は11ページです）

(2) 一括徴収（退職後の残税額の徴収）について（法321の5②ただし書）

納税者が退職などによって、市・道民税、森林環境税（月割額）を特別徴収できなくなった場合、残りの税額は個人で納めていただく（普通徴収といいます。）ことになりますが、できる限り本人の申し出を必要とする場合においても、一括徴収のご指導方お取り計らいくださいますようお願いいたします。

① 6月1日から12月31日までの間に退職または休職する納税者については、できる限り本人の了解を得て、全額一括徴収していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

② 1月1日から4月30日までの間に退職または休職する納税者については、本人の申し出に基づくことなく一括徴収しなければなりませんので、給与または退職金から徴収してください。（記載例は12ページです）

(3) 普通徴収（徴収方法の変更）について

前記の(2)の①、②による一括徴収ができずに、残りの税額がある場合には、普通徴収（個人で納付する方法）に切り替えて直接納税者個人が納付することになります。（記載例は13ページです）

(4) 新たに特別徴収を希望する場合

特別徴収を希望する社員がおられましたら、別紙「特別徴収への切替届出書」を提出してください。

(5) 異動届出書の提出が遅れると

「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」の提出が遅れますと、普通徴収への切り替えに伴う「納税通知書」の発送が遅れて、退職した納税者が一度に多額の負担をしなければならなかったり、特別徴収義務者に督促状が発送されるなど、事務処理上大きな支障をきたしますので、提出期限の厳守をお願いします。

(6) 「異動届出書」の記載方法

1. 「異動届出書」は2部複写で作成し、1部（厚手）を提出してください。
2. 「宛名番号」及び「受給者番号」欄は、特別徴収税額通知書（徴収義務者用）に記載されている宛名番号及び受給者番号を記載してください。
3. 「徴収済月」欄中「 月分から 月分まで」のところは**実際に徴収した月まで**を、特に間違いのないよう記載してください。
4. 納税者が死亡による退職のときは一括徴収できませんので、未徴収の税額を相続人が納付しなければなりません。相続人の氏名・続柄・住所を「相続人」欄に必ず記載してください。
5. 結婚などにより退職し、姓が変わった場合「新姓」および新住所を記載してください。
6. 納税者が休職となったときで給与の支払がなく、特別徴収の月割額を徴収できない場合には、「異動理由」欄の「休職」に○印で明示してください。
7. 会社解散等の理由により特別徴収することができなくなった場合には「異動理由」欄の「会社解散」に○印で明示してください。

(7) 電子申請について

eLTAX（エルタックス）を利用することで、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うことができます。特別徴収の手続きにおいては、給与支払報告書・異動届出書・切替届出書・名称等変更届の提出ができるほか、インターネットバンキングの仕組みを利用した特別徴収税額の納付も可能になります。

利用開始に関する手続きや、詳細な利用方法の確認につきましてはeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

3. 退職所得に係る市・道民税の特別徴収について

(1) 退職所得の分離課税とは

- ① 退職の際支払われる退職手当等は、他の所得と区分して、退職手当のみについて課税されます。
- ② 退職所得に対する市民税・道民税は、市町村からの通知によらず、退職手当等の支払の際税額を計算し、税金を徴収して翌月の10日までに市町村に納めていただくことになっております。

(2) 課税されない退職手当等

- ① 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるもの。
- ② 退職した人または死亡により退職した人の遺族に、退職により転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

(3) 勤続年数の計算

勤続年数は、退職金を計算する基礎年数ではなく、実際の勤続年数であり、その期間に1年未満の端数があるときはたとえ1日でも切り上げし、1年として計算します。

(4) 徴収した税金の納入先

退職者が支払を受ける日の属する年の1月1日現在に、住所が所在する市町村に納めていただきます。納税者が年の中途に住所を他市町村へ変更した場合でも、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在釧路市内に住所を有していた人の所得割額は、当市役所に納入していただくことになります。

◎ 納入書は、本市分については納入税額を給与分と退職所得分に分けてありますので、同時に納入ができます。

注 「納入書」裏面の納入申告書は、必ず所要事項を記載してください（8ページの記載例参照）

(5) 税額の求め方

○退職所得の金額

退職所得の金額 = (退職金の額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 (1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる)

◎勤続年数が5年以下の法人役員等の退職金については、次のとおりとなります。

退職所得の金額 = 退職金の額 - 退職所得控除額 (1,000円未満の端数がある場合は切り捨てる)

※法人役員等の範囲 ①法人税法第2条第15項に規定する役員 ②国会議員及び地方議会議員 ③国家公務員及び地方公務員

◎勤続年数が5年以下で役員等ではない者の退職手当については、次のとおりとなります。

1 収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
2 収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円	150万円 ^{※1} + {収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額 ^{※2}) = 退職所得の金額 (※) 1 300万円以下の部分の退職所得の金額 2 300万円を越える部分の退職所得の金額

○退職所得控除額の計算

	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (金額が80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)
在職中障害者となったことが基因して退職したと認められる場合は、上記の金額に100万円を加算した金額が退職所得控除額となります。	

※参考として、退職所得控除額早見表を6ページに掲載してあります。

○市・道民税額の計算の流れ

退職所得の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額 (100円未満の端数がある場合は切り捨てる)	
		市 民 税	6 %		市 民 税 額	
		道 民 税	4 %		道 民 税 額	

○税額の計算例

〈勤続年数が20年以下の場合〉

A社に13年4ヶ月勤務し、600万円の退職金が支払われた。

(退職所得控除額) 40万円×14年＝560万円

(退職所得の金額) (600万円－560万円) × 1/2＝20万円

(税額) 市民税 20万円×6%＝12,000円

道民税 20万円×4%＝8,000円

合計20,000円が特別徴収税額となります。

〈勤続年数が20年を超える場合〉

B社に24年3ヶ月勤務し、14,223,632円の退職金が支払われた。

(退職所得控除額) 800万円＋70万円×(25年－20年)＝1,150万円

(退職所得の金額) (14,223,632円－1,150万円×1/2

＝1,361,816円→1,361,000円

(税額) 市民税 1,361,000円×6%＝81,660円→81,600円

道民税 1,361,000円×4%＝54,440円→54,400円

合計136,000円が特別徴収税額となります。

※参考 退職所得控除額早見表

勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額		勤続 年数	退職所得控除額	
	一般退職	障害退職		一般退職	障害退職		一般退職	障害退職		一般退職	障害退職		一般退職	障害退職
年	万円	万円	年	万円	万円	年	万円	万円	年	万円	万円	41年 以上	22,000千円に 勤続年数が40 年を超える1 年ごとに700 千円を加算し た金額	23,000千円に 勤続年数が40 年を超える1 年ごとに700 千円を加算し た金額
1	80	180	11	440	540	21	870	970	31	1,570	1,670			
2	80	180	12	480	580	22	940	1,040	32	1,640	1,740			
3	120	220	13	520	620	23	1,010	1,110	33	1,710	1,810			
4	160	260	14	560	660	24	1,080	1,180	34	1,780	1,880			
5	200	300	15	600	700	25	1,150	1,250	35	1,850	1,950			
6	240	340	16	640	740	26	1,220	1,320	36	1,920	2,020			
7	280	380	17	680	780	27	1,290	1,390	37	1,990	2,090			
8	320	420	18	720	820	28	1,360	1,460	38	2,060	2,160			
9	360	460	19	760	860	29	1,430	1,530	39	2,130	2,230			
10	400	500	20	800	900	30	1,500	1,600	40	2,200	2,300			

4. 特別徴収月割額納入書の記載のしかた

(1) 「納入金額(1)」に変更が無い場合

○何も書かずそのままご使用ください。

(2) 退職、異動等により「納入金額(1)」が変更になった場合

○「納入金額(1)」を横線で抹消し、納入金額欄と合計額を領収証書、納入書、納入済通知書それぞれにご記入ください。また、訂正印は使用しないでください。

○金額の書き損じについては、納入書綴の後ろの予備納入書をご使用ください。

〔(2) の記載例〕

市区町村コード		口座番号		加入者名							
0	1	2	0	6	8	02710-0-960067	釧路市会計管理者				
令和✕年 6月分		指定番号		納入金額(1)							
		100100		82,300 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納									
		退職 所得分									
		金									
		延滞金									
納期限	令和✕年 7月10日	額	(2) 合計額								
住所 (特別徴収義務者)		領収日付印									
又は 〒 085-0015											
所在地 釧路市北大通2丁目3番地											
氏名 有限会社 山川商会											
名称											

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名							
0	1	2	0	6	8	02710-0-960067	釧路市会計管理者				
令和✕年 6月分		指定番号		納入金額(1)							
		100100		82,300 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納									
		退職 所得分									
		金									
		延滞金									
納期限	令和✕年 7月10日	額	(2) 合計額								
住所 (特別徴収義務者)		領収日付印									
又は 〒 085-0015											
所在地 釧路市北大通2丁目3番地											
氏名 有限会社 山川商会											
名称											

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

市区町村コード		口座番号		加入者名							
0	1	2	0	6	8	02710-0-960067	釧路市会計管理者				
令和✕年 7月10日		指定番号		納入金額(1)							
				82,300 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分 (一括徴収 分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
		納									
		退職 所得分									
		金									
		延滞金									
納期限	令和✕年 7月10日	額	(2) 合計額								
取りまとめ店											
小樽貯金事務センター (〒047-8794)											
領収日付印		住所 (特別徴収義務者)	領収日付印								
		又は 〒 085-0015									
		所在地 釧路市北大通2丁目3番地									
		氏名 有限会社 山川商会									
		名称									

上記のとおり通知します。〔取りまとめ店〕受付店→北洋銀行釧路中央支店→釧路市(釧路市保管)

納入済通知書の納入金額欄に予記号は記入しないでください。

○ 「納入金額(1)」を横線で抹消し、納入金額欄の給与分、退職所得分と合計額を領収証書、納入書、納入済通知書それぞれにご記入ください。また訂正印は使用しないでください。

○裏面の「市民税・道民税納入申告書」に所要事項を記入してください。また、別途「退職所得にかかる分離課税分の市民税・道民税特別徴収税額納入申告内訳書」または、「退職所得の特別徴収票」を釧路市役所市民税課までご提出くださいますようお願いいたします。

表面

北海道 釧路市				市・道民税 森林環境税				(特別徴収) 徴収証書				印								
市区町村コード				口座番号				加入者名												
012068				02710-0960067				釧路市会計管理者												
				指定金額				納入金額(1)												
				100100				82,300円												
令和 6 年 6 月分																				
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。								給与分 (=基礎額 分を含む)		億	千	百	十	万	千	百	十	円		
								納							8	2	3	0	0	
								入							3	0	0	0	0	
								金												
								延滞金												
納期限 令和 6 年 7 月 10 日				額																
(2)				合計額		112,300														

住所 (特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
又は 所在地 〒085-0015		
氏名 釧路市北大通2丁目3番地		
又は 有限会社 山川商会		
名称		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

北海道 釧路市				市・道民税 森林環境税				(特別徴収) 納入書				㊦											
市区町村コード				口座番号				加入者名															
0 1 2 0 6 8				02710-9606067				釧路市会計管理者															
				指定番号				納入金額(1)															
令和 ★ 年 6月分				100100				82,300= ^F															
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(2)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。												給与分 (手取り) 退職金 延滞金											
納金				入退		億		千		百				万		千		百		十		円	
納期別				令和 ★ 年 7月10日		(2) 合計額																	
※印は郵便官署で使用する欄です。																							
住所 (特別徴収義務者)				〒085-0015 釧路市北大通2丁目3番地 有限会社 山川商会				領取 日付 印															
又は																							
所在地																							
氏名																							
又は																							
名称																							

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

北海道 釧路市		市・道民税 森林環境税		(特別徴収) 納入済通知書		(公)							
市区町村コード		口座番号		加入者名									
0	1	2	0	6	8	02710-0-960067		釧路市会計管理者					
						納入金額(1)							
						82,300 円							
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。				給与分 (非課税分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 退 職 所得分				納 入				8	2	3	0	0	
				退 職				3	0	0	0	0	
金 延滞金				金									
				延滞金									
納期限		令和 7 年 7 月 10 日		額									
取りまとめ店				(2) 合計額									
小樽野金事務センター (〒047-8794)								1	1	2	3	0	0
領収日付印		住所又は所在地氏名又は名称		(特別徴収義務者) 〒 085-0015 釧路市北大通2丁目3番地 有限会社 山川商会									

裏面

退職所得にかかる分離課税分の		市 民 税		納 入 申 告 書	
(あて先) 鉦路市長				(受 付 印)	
令和 * 年		7 月 1 日		提出	
令和 * 年 6 月分		人 員		1 人	
退職手当等支払金額		千 圓	百	十 圓	円 角 分
		4	6	0	0
特別徴収税額	市 民 税			1	8
	道 民 税			1	2
(特別徴収義務者) 氏 名 085-0015 住 所 〇〇〇〇 所 在 地 鉦路市北大通2丁目3番地 氏 名 〇〇 称 有限会社 山川 商会					
法人番号 1234567890123					
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
※退職所得の税・道民税を納入される際には、別途「退職所得にかかる分離課税分の市・道・民税特別徴収税額納入申告内訳書」または、「退職所得の特別徴収票」を鉦路市役所市民税係までご提出くださいますようお願いいたします。					

– 8 –

5. 取扱金融機関

◎ 釧路市指定金融機関

北 洋 銀 行

◎ 釧路市指定代理金融機関

釧路信用金庫

◎ 釧路市収納代理金融機関

みずほ銀行・北陸銀行・北海道銀行・北海道労働金庫・釧路信用組合・

大地みらい信用金庫・網走信用金庫・北見信用金庫・釧路丹頂農業協同組合

(以上の金融機関では、市外の本店(所)・支店(所)でも取り扱います。)

阿寒農業協同組合

北海道信用漁業協同組合連合会釧路支店

北海道内の郵便局または、ゆうちょ銀行

※郵便局を利用される北海道外の特別徴収義務者の方は、本書末尾に綴じ込みの「公金納入取扱郵便局指定通知書」を初回の納入の際に「提出月日」と「郵便局名」を書き加えて提出されますと、その郵便局が指定郵便局となり、今回お送りした納入書で納入いただけます。なお、一度手続きなされますと、その後続けてご利用いただけます。

◎ 釧路市役所

市役所

阿寒町行政センター・阿寒湖温泉支所

音別町行政センター

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書綴 (記入例)

※届出書の用紙に不足が生じた場合はご連絡ください。ただちにお送りいたします。
(コピーでも使用可)

釧路市ホームページ (<https://www.city.kushiro.lg.jp>) 内の申請書・届出書
ダウンロードサービスもご利用ください。

※納税者に異動が生じた場合、すみやかに提出してください。

※1月1日から退職までの給与支払額を記入願います。

※記入例を掲載しておりますので、よくお読みください。

転勤の場合

給与支払報告 特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

(特別徴収義務者控)

(あて先) 釧路市長 令和*年8月4日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	釧路市北大通2丁目4番地			担当者の係、氏名及び電話番号		特別徴収義務者指定番号		
			名称	株式会社 大山商事			係(課)	総務課給与係	200100		
			個人番号又は法人番号	提出用のみにご記入願います			氏名	山田 友子	宛名番号 16		
						電話	() 23-△△△△	受給者番号 35			
給与所得者	氏名	釧路 太郎		新姓		(ア) 特別徴収年税額	(イ) 徴収済税額	(ア-イ) 未徴収税額	異動(退職)年月日	異動理由	1月1日以降退職までの給与支払額
	個人番号	提出用のみにご記入願います				円	6月分から7月分まで	8月分から5月分まで	令和*年8月1日	1. 退職 ② 転勤 3. 死亡 4. 休職 5. 会社解散 6. その他	円
	1月1日現在の住所	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地					円	円	異動後の未徴収税額の徴収方法		社会保険等控除額
	現住所	〒080-0000 帯広市東2条5丁目3番地				33,000	6,000	27,000	1. 普通徴収 2. 一括徴収 ③ 特別徴収の継続		円

◎転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

※ (特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒080-0012 帯広市西2条南5丁目1番地		特別徴収義務者指定番号	
	名称	(株) 大山商事 帯広営業所		担当者の氏名及びその電話番号	経理 佐藤 (0155) 24-XXXX
	上記特別徴収義務者へは 8 月分から徴収するよう連絡済		継続先の受給者番号(社員番号)	7	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納入予定月日
円	月分に合算して 月 日に納入します

◎給与所得者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄・住所の記入欄

相続人	氏名		続柄	
	住所			

記載上の注意

- 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合はこの届出書によりすみやかに提出してください。年税額を全額徴収した場合(一括徴収)も提出してください。
- 「宛名番号」及び「受給者番号」の欄には、この届出書に記載した給与所得者の特別徴収税額通知書に記載された個人番号及び受給者番号を記入してください。
- 「給与所得者現住所」欄には、1月1日以後に転居している場合、その転居先を記載してください。転居先不明の時は、空欄で結構です。
- 「異動理由」欄は該当する項目を○で囲んでください。
- 「相続人」欄は給与所得者が死亡退職した場合、相続人となる方の氏名、続柄、住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は該当する項目を必ず○で囲んでください。
- 「特別徴収継続」の記入欄は、新しい勤務先(新給与の支払者)で引続き特別徴収できる旨、確認のうえ記載してください。
- 退職等により、給与の支払を受けなくなった方で、給与所得者の申し出により未徴収税額を一括徴収した場合は、一括徴収する場合の欄に記入してください。
※翌年の1月1日以後退職した者については、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。
- 釧路市長に給与支払報告書を提出した者のうち、特別徴収していない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合は、4月15日までに釧路市長にこの異動届を提出してください。

退職し、残額を一括徴収する場合

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与と所得者異動届出書

(特別徴収義務者控)

(あて先) 釧路市長 令和*年8月4日提出		特別徴収義務者(給与支払者)	所在地	釧路市 北大通2丁目4番地			担当者の係、氏名及び電話番号		特別徴収義務者指定番号		
			名称	株式会社 大山商事			係(課)	総務課給与係	200100		
			個人番号又は法人番号	提出用のみにご記入願います			氏名	山田 友子		宛名番号	
							電話	() 23-△△△△		受給者番号	
給与所得者	氏名	釧路 太郎		新姓		(ア) 特別徴収年税額	(イ) 徴収済税額	(アイ) 未徴収税額	異動(退職)年月日	異動理由	1月1日以降退職までの給与支払額
	個人番号	提出用のみにご記入願います				円	6月分から7月分まで	8月分から5月分まで	令和*年 8月 1日	①. 退職 ②. 転勤 ③. 死亡 ④. 休職 ⑤. 会社解散 ⑥. その他	円
	1月1日現在の住所	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地					円	円	異動後の未徴収税額の徴収方法		円
	現住所					33,000	6,000	27,000	1. 普通徴収 ②. 一括徴収 3. 特別徴収の継続		円

◎転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

給与(特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者指定番号	
	名称	担当者の氏名及びその電話番号	() -
上記特別徴収義務者へは		月分から徴収するよう連絡済	継続先の受給者番号(社員番号)

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納入予定月日
27,000 円	8月分に合算して9月10日に納入します

◎給与所得者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄・住所の記入欄

相続人	氏名		続柄	
	住所			

記載上の注意

- 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合はこの届出書によりすみやかに提出してください。年税額を全額徴収した場合(一括徴収)も提出してください。
- 「宛名番号」及び「受給者番号」の欄には、この届出書に記載した給与所得者の特別徴収税額通知書に記載された個人番号及び受給者番号を記入してください。
- 「給与所得者現住所」欄には、1月1日以後に転居している場合、その転居先を記載してください。転居先不明の時は、空欄で結構です。
- 「異動理由」欄は該当する項目を○で囲んでください。
- 「相続人」欄は給与所得者が死亡退職した場合、相続人となる方の氏名、続柄、住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は該当する項目を必ず○で囲んでください。
- 「特別徴収継続」の記入欄は、新しい勤務先(新給与の支払者)で引続き特別徴収できる旨、確認のうえ記載してください。
- 退職等により、給与の支払を受けなくなった方で、給与所得者の申し出により未徴収税額を一括徴収した場合は、一括徴収する場合の欄に記入してください。
※翌年の1月1日以後退職した者については、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。
- 釧路市長に給与支払報告書を提出した者のうち、特別徴収していない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合は、4月15日までに釧路市長にこの異動届を提出してください。

退職し、残額を 普通徴収（個人払）する場合

給与支払報告
特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

（特別徴収義務者控）

(あて先) 釧路市長 令和*年8月4日提出		特別徴収義務者 (給与支払者)		所在地 釧路市北大通2丁目4番地			担当者の係、氏名及び電話番号 係(課) 総務課給与係 氏名 山田 友子 電話 () 23-△△△△		特別徴収義務者指定番号 200100 宛名番号 16 受給者番号 35	
氏名 釧路 太郎		新姓		名称 株式会社 大山商事			提出用のみにご記入願います			
個人番号 提出用のみにご記入願います				(ア) 特別徴収額 円			(イ) 徴収済税額 6月分から7月分まで 円		(ア-イ) 未徴収税額 8月分から5月分まで 円	
1月1日現在の住所 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地									異動(退職)年月日 令和*年8月1日	
現住所 〒080-0000 帯広市東2条5丁目3番地				33,000			6,000		27,000	
									異動理由 ①. 退職 2. 転勤 3. 死亡 4. 休職 5. 会社解散 6. その他	
									1月1日以降退職までの給与支払額 円 1,820,000 社会保険等控除額 円 175,000	

◎転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

※普通徴収による場合必ず
ご記入下さい。

給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者指定番号	
	名称	担当者の氏名及びその電話番号 () -	
上記特別徴収義務者へは 月分から徴収するよう連絡済 継続先の受給者番号(社員番号)			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額 円	納入予定月日 月分に合算して 月 日に納入します
-------------	-----------------------------

◎給与所得者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄・住所の記入欄

相続人	氏名		続柄	
	住所			

記載上の注意

- 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合はこの届出書によりすみやかに提出してください。年税額を全額徴収した場合（一括徴収）も提出してください。
- 「宛名番号」及び「受給者番号」の欄には、この届出書に記載した給与所得者の特別徴収税額通知書に記載された個人番号及び受給者番号を記入してください。
- 「給与所得者現住所」欄には、1月1日以後に転居している場合、その転居先を記載してください。転居先不明の時は、空欄で結構です。
- 「異動理由」欄は該当する項目を○で囲んでください。
- 「相続人」欄は給与所得者が死亡退職した場合、相続人となる方の氏名、続柄、住所を記載してください。
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は該当する項目を必ず○で囲んでください。
- 「特別徴収継続」の記入欄は、新しい勤務先(新給与の支払者)で引続き特別徴収できる旨、確認のうえ記載してください。
- 退職等により、給与の支払を受けなくなった方で、給与所得者の申し出により未徴収税額を一括徴収した場合は、一括徴収する場合の欄に記入してください。
※翌年の1月1日以後退職した者については、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。
- 釧路市長に給与支払報告書を提出した者のうち、特別徴収していない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合は、4月15日までに釧路市長にこの異動届を提出してください。

一 控 用 一

給与支払報告
特 別 徴 収

にかかる給与と所得者異動届出書

(特別徴収義務者控)

(あて先) 釧路市長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地				担当者の係、氏名及び電話番号		特別徴収義務者指定番号			
			名称				係(課)					
			個人番号 又は 法人番号	提出用のみにご記入願います			氏 名		宛名番号			
給与 所得 者	氏 名				新 姓		(ア) 特 別 徴 収 額	(イ) 徴収済税額	(アイ) 未徴収税額	異動(退職)年月日	異 動 理 由	1月1日以降 退職までの給与支払額
	個人番号	提出用のみにご記入願います				円	6月分から 月分まで	月分から 5月分まで		令和 年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 死 亡 4. 休 職 5. 会社解散 6. そ の 他	円
	1月1日現在の 住 所						円	円	異動後の未徴収税額の徴収方法			社会保険等控除額
	現 住 所								1.普通徴収 2.一括徴収 3.特別徴収の継続		円	

◎転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	特別徴収義務者指定番号	
	名称	担当者の氏名 及びその 電話番号	() -
	上記特別徴収義務者へは 月分から徴収するよう連絡済		継続先の受給者番号(社員番号)

記載上の注意

1. 特別徴収されている方が転勤・退職等により給与の支払を受けなくなった場合はこの届出書によりすみやかに提出してください。年税額を全額徴収した場合（一括徴収）も提出してください。
2. 「宛名番号」及び「受給者番号」の欄には、この届出書に記載した給与所得者の特別徴収税額通知書に記載された個人番号及び受給者番号を記入してください。
3. 「給与と所得者現住所」欄には、1月1日以後に転居している場合、その転居先を記載してください。転居先不明の時は、空欄で結構です。
4. 「異動理由」欄は該当する項目を○で囲んでください。
5. 「相続人」欄は給与所得者が死亡退職した場合、相続人となる方の氏名、続柄、住所を記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納 入 予 定 月 日
円	月分に合算して 月 日に納入します

◎給与と所得者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄・住所の記入欄

相続人	氏名		続柄	
	住所			

6. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は該当する項目を必ず○で囲んでください。
7. 「特別徴収継続」の記入欄は、新しい勤務先(新給与の支払者)で引続き特別徴収できる旨、確認のうえ記載してください。
8. 退職等により、給与の支払を受けなくなった方で、給与と所得者の申し出により未徴収税額を一括徴収した場合は、一括徴収する場合の欄に記入してください。
※翌年の1月1日以後退職した者については、本人の申し出がなくても一括徴収をしなければなりません。
9. 釧路市長に給与支払報告書を提出した者のうち、特別徴収していない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合は、4月15日までに釧路市長にこの異動届を提出してください。

給与支払報告
特 別 徴 収

にかかる給与所得者異動届出書

提出用

(あて先) 釧路市長 令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地												担当者の係、氏名及び電話番号		特別徴収義務者指定番号		
			名 称												係(課)				
			個人番号 又は 法人番号														氏 名		宛名番号
																電 話 () -		受給者番号	
給与所得者	氏 名							新姓			(ア) 特 別 徴 収 額 円	(イ) 徴収済税額 6月分から 月分まで 円	(アイ) 未徴収税額 月分から 5月分まで 円	異動(退職)年月日		異 動 理 由 1. 退 職 2. 転 勤 3. 死 亡 4. 休 職 5. 会社解散 6. そ の 他	1月1日以降 退職までの給与支払額		
	個 人 番 号									令和 年 月 日							円		
	1月1日現在の住所									異動後の未徴収税額の徴収方法							社会保険等控除額		
	現 住 所									1.普通徴収 2.一括徴収 3.特別徴収の継続							円		

◎転勤等により特別徴収を継続する場合の記入欄

(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地					特別徴収義務者指定番号	
	名 称					担当者の氏名 及びその	
						電 話 番 号 () -	
上記特別徴収義務者へは 月分から徴収するよう連絡済						継続先の受給者番号(社員番号)	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合の記入欄

一括徴収税額	納 入 予 定 月 日
円	月分に合算して 月 日に納入します

◎給与所得者が死亡退職した場合の相続人の氏名・続柄・住所の記入欄

相続人	氏名			続柄	
	住所				

※処理欄

徴収済月		月		住基コード			
処 理 項 目						入 力 月	
異 動		切 替		一 括			
月分より		月分以降普徴		月分に		年 月	
指 定 コード - -		分割 区分	1 2 3 4		円	現 年 度 新 年 度	
個 人 コード			5 6 (年 月 日)			一 括 徴 収	

特別徴収税額通知の受取方法等変更依頼書

(特別徴収義務者控)

(あて先) 釧路市長 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地													特別徴収者 指 定 番 号								
		名 称													連絡先	係							
		法人番号 個人番号																担 当					
														電 話									

以下のとおり、特別徴収税額通知の受取方法の変更を依頼します。※該当する□に✓をつけてください。

		変 更 前 ※現在の受取方法を記入してください。	変 更 後 ※今後の受取方法を記入してください。
①受取方法	特別徴収義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
	納税義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
②通知先e-MAIL(電子データの送信先)		@	@
③受取方法の変更月		年 月分 の通知より変更を希望します。	
備 考			

【注意事項】

- 1 電子データによる通知を受け取るには、e L T A Xの利用者登録が必要です。詳しくは、e L T A Xホームページをご確認ください。
- 2 電子データによる受取では、e L T A Xを経由して電子データ通知を送信、書面による受取では、郵送にて書面通知を送付いたします。
- 3 電子データ（納税義務者用）では、納税義務者の受給者番号が必要になりますので、既に通知された特別徴収税額通知等に受給者番号の記載がされていない場合は、市民税課までお問い合わせください。
- ※ 令和6年度より、特別徴収義務者の電子データ（副本）が廃止となり、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書面通知と電子データの双方を併せて受取することはできませんのでご注意ください。

特別徴収税額通知の受取方法等変更依頼書

(あて先) 釧路市長 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地													特別徴収者 指 定 番 号								
		名 称													連絡先	係							
		法人番号 個人番号															担 当						
																	電 話						

以下のとおり、特別徴収税額通知の受取方法の変更を依頼します。※該当する□に✓をつけてください。

		変 更 前 ※現在の受取方法を記入してください。	変 更 後 ※今後の受取方法を記入してください。
①受取方法	特別徴収義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
	納税義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面	☐ 電子データ ☐ 書面
②通知先e-MAIL(電子データの送信先)		@	@
③受取方法の変更月		_____ 年 _____ 月分 の通知より変更を希望します。	
備 考			

【注意事項】

- 1 電子データによる通知を受け取るには、e L T A Xの利用者登録が必要です。詳しくは、e L T A Xホームページをご確認ください。
- 2 電子データによる受取では、e L T A Xを経由して電子データ通知を送信、書面による受取では、郵送にて書面通知を送付いたします。
- 3 電子データ（納税義務者用）では、納税義務者の受給者番号が必要になりますので、既に通知された特別徴収税額通知等に受給者番号の記載がされていない場合は、市民税課までお問い合わせください。
- ※ 令和6年度より、特別徴収義務者の電子データ（副本）が廃止となり、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書面通知と電子データの双方を併せて受取することはできませんのでご注意ください。

令和 年度 市民税 道民税 特別徴収への切替届出書

令和 年 月 日 (あて先) 釧路市長		給(特別徴収義務者)	所在地											特別徴収義務者 指 定 番 号		☐ 新規 (事業種目:)		
			名 称											ご 担 当 者 様 連 絡 先				
			代 表 者 氏 名											係				
			法人番号 (個人番号は記載不要)													氏 名		
															電話番号		() -	
給 与 所 得 者	フリガナ											生 年 月 日		納税通知書番号				
	氏 名											明・大 昭・平 年 月 日						
												受給者番号(社員番号)		※二重納付防止のため、納税通知書の 領収済期を必ず確認してください。				
												☐ 特に決まった番号なし						
	1月1日 現在住所	釧路市										普通徴収の ☐ 期から4期までを ☐ 月分より特別徴収したいので 月 日までに通知してください。 ☐ 税額は市民税課に事前確認済						
現 住 所																		
届 出 理 由 (理由に○を 付けてください)		1. 入社のため 2. 正社員となったため 3. 本人から特別徴収にする希望があったため 4. その他 ()																
備 考		※釧路市 使用欄	月分		円		☐ 他所 ☐ 年特 ☐ 口座	☐ 督促状送付 停止済み (月 日)										
			月分以降		円			☐ 口座振替 停止済み (月 日)										
			計		円													
			☐ 連絡済み (月 日)															

【記載上の注意】

- ・27日頃までに本市へ届出書が到着した場合は、翌月10日頃に「特別徴収税額の変更通知書」を送付いたします。28日以降に到着した場合には、翌々月10日頃に発送となります。事前に税額を確認したい場合には、通知希望日をご記入ください。後日、電話にてご連絡いたします。
- ・釧路市の特別徴収義務者指定番号をお持ちで無い場合には、新規にチェックを付け、事業種目をご記入下さい。
- ・受給者番号(社員番号)は、給与所得者に番号を付している場合ご記入ください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

令和 年 月 日 (あて先) 釧路市長				給与特別徴収義務者(給与支払者)	所在地	〒 -	特別徴収義務者 指定番号												
							法人番号												
							担当連絡先	係											
氏名																			
								電話番号	()	-									

事 項	変 更 前		変 更 後	
フリガナ	〒 -		〒 -	
所 在 地				
フリガナ				
名 称				
電 話 番 号	() -		() -	
変 更 理 由 該当の番号に ○をつけて 下さい。	1. 商号変更（合併の存続会社を含む） 2. 組織変更 3. 所在地変更 4. 特別徴収関係書類の送付先のみ変更		5. 吸収合併（消滅会社） 6. 新設合併（新会社設立） 7. 休業 8. 解散・廃業 9. 法人に変更・個人事業主に変更	
			10. その他 () ⇒ 5～9の場合は、原則として、従業員様の「給与所得者異動届出書」の提出が必要となります。	
変更年月日	令和 年 月 日			
備 考	※合併の場合は、合併先事業所の名称などを記載ください。			

- 所在地・名称には、誤読を避けるために必ずフリガナをつけてください。
- 変更する事項欄のみご記入ください。
- 代表者のみの変更は届出の必要はありません。
- 法人市民税に係る届出の必要がある場合は、別途提出くださいますようお願いいたします。

公金納入取扱郵便局指定通知書

令和 年 月 日

郵便局長様

釧路市長 鶴間 秀典



地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収税額の納入局として指定したので通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 口座番号 | 02710-0-960067 |
| 2. 加入者名 | 釧路市会計管理者 |
| 3. 取りまとめ郵便局 | 小樽貯金事務センター
(〒047-8794 北海道小樽市入船5丁目3番1号) |

退職所得にかか る分離課税分の			市民税 道民税		納入申告書						
(あて先) 釧路市長			令和 年 月 日提出			(受 付 印)					
年 月 分		人 員			人						
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額		市民税									
		道民税									
(特別徴収義務者) 〒											
住所又は所在地											
氏名又は名称											
法人番号又は個人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により 上記のとおり分離課税にかかる所得割の納入について申告します。											

※退職所得分の市・道民税を納入される際には、別途「退職所得にかか
る分離課税分の市民税・道民税特別徴収税額納入申告内訳書」
または、「退職所得の特別徴収票」を釧路市役所市民税課までご提
出くださいますようお願いします。

退職所得にかかる分離課税分の市民税・道民税特別徴収税額納入申告内訳書

令和 年 月 日 (あて先) 釧路市長	支 払 者	所在地							特別徴収義務者 指 定 番 号																												
		名 称							担 当 連 絡 先	係																											
		代表者 氏 名								氏 名																											
										電話番号		() -																									
徴 収 月			納入年月日				退職所得分納入税額計						人 員 計																								
令和 年 月分			令和 年 月 日							百万				千				円	人																		
退職手当等の支払を 受ける者の氏名		退職手当等の支払金額						勤続 年数	特別徴収税額																												
									市民税額						道民税額						合 計																
					百万				千				円				百万				千				円				百万				千				円

※退職所得にかかる市民税・道民税を納入される際には、あわせてこの内訳書を釧路市役所市民税課までご提出くださいますようお願いいたします。